

## 後期高齢者負担率の改定方法について

- 後期高齢者の保険料の負担率と若人が負担する後期高齢者支援金(若人の保険料が財源)の負担率は、制度発足時は後期高齢者は1割、若人は約4割。
- しかし、今後、後期高齢者人口は増加する一方、若人人口は減少するため、後期高齢者の負担分は支え手が増えるが、若人の負担分は支え手が減っていく。  
したがって、仮に後期高齢者の保険料の負担率と後期高齢者支援金の負担率を変えないこととすると、後期高齢者一人当たりの負担の増加割合と比較して、若人一人当たりの負担はより大きな割合で増加していくこととなる。
- このため、「若人人口の減少」による若人一人当たりの負担の増加については、後期高齢者と若人とで半分ずつ負担するよう、後期高齢者の保険料の負担割合について、若人減少率の1/2の割合で引き上げ、後期高齢者支援金の負担率は引き下げるとしている。

### ※保険料等の変化における(試算)

	後期高齢者負担率	平成20年度	平成27年度
1人当たり後期高齢者保険料／年 (参考)	10%	10%	10.8%
1人当たり国保保険料／年	6.1万円	6.1万円	8.5万円
	7.9万円	7.9万円	9.7万円

### 【参考】計算式

- (1) 平成20・21年度における後期高齢者の負担割合：10%  
(2) 平成22年度以降の後期高齢者の負担割合：2年ごとに、以下のとおり改定

$$10\% + \text{平成20年度の若人負担割合(約4割)} \\ \times \text{平成20年度から改定年度までの若人減少率} \times 1/2$$
$$\ast \text{ 若人減少率} = \frac{\text{平成20年度の若人人口} - \text{改定年度の若人人口}}{\text{平成20年度の若人人口}}$$

(注) 人口推計は「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」による。  
※平成18年の法案審議時の試算